

## 財政援助団体等監査結果報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「温見地域振興協議会」の令和5年度の次の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びまちづくり推進課の当該財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

対象事業：地域づくり交付金

補助金額：1,199,591円

#### 2 監査の実施日

令和6年9月6日から令和7年1月21日まで

#### 3 実施した監査手続

「温見地域振興協議会」の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、まちづくり推進課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果等

#### 1 地域づくり交付金の概要

地域の創意・工夫・責任による特色のある地域づくりを支援し、協働によるまちづくりを推進するため、地域振興協議会が策定した地域づくり計画に基づく特色のある活動を対象に交付金を交付する。交付金は地域配分費（補助率5/5）及び地域コミュニティ活動事業費（補助率4/5）により算定する。

#### 2 監査の結果

##### 団体に対する事項

令和6年3月29日付けの実績報告書をもとに、担当課が完了検査をしていたが、実績報告書に添付された収支決算書には、地域運営費の予算額が580円少なく転記された箇所があり、一方で精算額が580円多く転記された箇所があることが認められた。

##### 所管課に対する事項

- (1) 豊後大野市地域づくり交付金交付要綱第6条第2項に「市長は、前項の交付決定に際し、次のとおり条件を付するものとする。」とあるが、交付決定に当該条件が付されていなかった。
- (2) 検査調書において、地域運営費の補助率が本来5/5であるところを4/5と誤って記載していた。